

◇費金額：（一）中等學校生徒は年々六千人を選び、本人の希望、家庭の事情、學校長の意見等を參照して月額十圓乃至三十圓、即ち一人最高年額三百六十圓を貸費、（二）高校、大學生科、專門學校生徒は年々合計二千八百人を選んで月額三十圓乃至九十四圓、一人最高年額八百四十圓、（三）大學生は年々一千二百人を選んで五十圓乃至九十四圓、一人最高年額一千八百圓を貸費する。

費金額は五圓刻みに依るもので、例へば中等學校生徒の費金額十圓乃至三十圓は、十五圓、十五圓、二十圓、二十五圓、三十圓の五種類に分けられ、以上の何れかに決定する譯である。政府の方針としては大體要るだけの金は一杯に貸してやらうといふのである。

◇還済方法：還済はその學校卒業の翌月から開始し、月賦又は年賦で二十五箇年を以て完了させる。特殊の場合（兵役、疾病等）で返済困難な時は相當期間（五ヶ年以内）返済額を認めることがある。本人死亡の場合には返済未竟額の全部又は一部が免除される。

十圓の貸費では四年として總額四百四十圓その費金額は總額千三百五十圓で、これを二十五年間に返す事になり、年額としては五圓（月額四圓五十銭）を返せばよい。借りた金額よりも返す金額が少くて済むことになつてをり、四季の温い親心が感ぜられる。（四）専門學校の場合は費金額七十圓として三年間で總額二千五百二十圓、その費金額は二

額では八百四十銭となる。(ニ) 大學生の場合
は月九十四銭を貸りるとして、三年間で總額三千二百四十銭、その返済金額は三千三百五銭で
年額百二十四銭二十銭、月額として一千四百四十
銭を返して行けばよい譯である。
◆資格：帝國臣民で中等程度以上の學校
に在學し、品行方正、學術優秀、志操堅實、
身體強健で學資の支拂困難と認められる者。
育英會の事業は原則として新に上級學校に進
から中等學校に進學せんとする者に累點を置
いてある。從つて年々六千人といふ數が擧げ
られてゐる。併し在學生で貸費に興
かりたいといふ者も多數ある事を豫想し、出
來るだけその要望に順ずる事になつてゐる。
獎學生の選定については、男女、文科、理
科、首私立の差別はつけないことになつてゐ
る。

て育英會に送つて貰ふ。高等、専門學校上
の者は、はこの必要なく、學校費から直接受け
き獎學生推薦委員會に詰つて報酬を決定する
のである。試験及び獎學生推薦委員會の提出期
限は、國民學校兒童は十一月二十日から十二
月二十日迄、右以外の者は一月一日から一月
三十一日迄である。

獎學生に採用決定した者は、連帶責任者及び
保證人連署の下に誓約書を學校長を経て提出
する。學費は毎月在學校長を経て本人に交付
する。但し特別の事情ある時は、毎月分を合併
せ、又は直接本人に交付することがある。連
帶責任者とは、父母若しくは之に代るべき者
であり、保證人は、本人の精神的指導者とし
て與むる義務を負ふ者である點に重きを置か
れてゐる。從つて學校長とか、村の有力者等
あるとかい子人が連任と感ぜれる。

中等學生があつて育英會の
獎學生となつた者が、更に上級の専門學校、
高等學校、大學に行く場合、その獎學生校
卒業するまでは引續いて貲費を受ける事が出
来る。

以上が、大日本育英會の大體の骨子である
が、現在はこの利用者が餘り多くなく、十八
年度獎學生三千六百二十人の認定が一千五百
人位しか得られなかつた精神性である。折角の
國家の恩恵が是では泣く。大いに同會を利用
し、殊ひ、育てゝ行きたいものである。

大日本育英會が創立された十九年後の某年

京西醫大等（經濟學部は専門教師の免許あり）

授業料を徴収せず。大學卒業後教師たるんとする學生には金術の上在學中三〇圓以下の學資（一學年一〇名程度）を支給す。

學資を支給せられたる學生は官給せられる期間の一倍半の義務年限あり。

(チ) 師道大學

授業料を徴収せず。全學生に對して在學中月額五〇圓以下の學資を支給の運定なり。

義務年限は修業年限の一倍半なり。

(リ) 住木斯醫科大學

授業料を徴収せず。全學生に對して在學期間四〇圓程度を貰與す。

一定期間服務義務あり。

(ヌ) 新京醫科大學（セコ・キョウイケイダ

卷之三

大同書

右三校は東京同文館の翻版にして、庶民教育、公費生制度がある。各府縣に於て夫々規定があり、給費額も一定せず。

育英事業

我が國に場に存在してある育英事業、育英施設はその數凡そ六百五十位と云はれ、是等の施設から貢費又は給費を受けてゐる者は、中等學校に於て約二千人、高等、專門學校以上に於て約一千五百人を超えてゐると云はれる。然るに是等の育英團體は概ね道府縣又は團體主或は特志家等の個人の設立によるもので、その團體を率いる者は餘りにも少い憾みがあつた。有爲の材を抱き乍ら貧困の爲にあたら地中に埋るゝ秀才の如何に多いことか。

現下の我が國は一億國民擧げてその總力を駆等完遂に發揮せねばならぬ時であつて、國家有爲の人材の輩出を要望すると今日より切なるはないのである。この要望を達せんが爲に先に大規模の興亞育英金庫制度創設案が國民教育振興團體聯盟によつて出来上つた。同案によれば中等學校三千人、専門、大學夫々三千人、計三萬六千人の學徒が年々貸費の私事に沿するもので、之に要する費用は一年目に千三百萬圓、三十年目には十二億八千萬圓の多額に上るといふ翻期的法案であつた。この案は十六年の通常議會に提出され、種々の趣旨を経て十八年十月取扱へず良法による財團法人日本育英會として誕生したのであるが、十九年五月日本育英會が籌資を通

遇したのを、同様は特殊法人大日本育英會に統合され、ことに認可的解消を進行た。左に大日本育英會の大要を掲げて参考に供する。

大日本育英會

大日本育英會の根本的性格としてあくべき點は、同會が國家が創設した國家的育英事業であることであつて、その基金百萬圓は政府の支出によるものであり、平年度千二百八十万圓の貸費資金は政府の保證による預金部利子を融通されるものであり、その他利子補助金の交付等凡ゆる獎勵と援助が政府によつてなされてゐる。

次に同會の事業は我が國固有の家族制度を尊重してあることであつて、偶々資力乏しき親に對し、國家がこれに協力して大御闇たる子女を育成するといふのが本旨である。親の教育責任を重んじ、あくまで家族制度の美風下に、子弟を育てゝ懇くといひのが全體である。

大日本育英會は優秀な學徒で、經濟的理由に依り修學困難な者に對し學費の貸與その他その育英上必要な業務を行ふ立前の下に、中等學校以上の學徒の中から毎年新規の獎學生一萬人(昭和十九年度は差當り約六千八百人)を採用することになつてゐる。内説は中等學校六千人、高等學校千三百人、専門學校千五百人、大學一千二百人である。これに要する費用は毎年千三百八十餘萬圓で、貸與人員の最高となる昭和五十七年度以降に至つては、人費二十九基三千人、金額者達六千三百萬圓に

の大要を述べると、同年は中等學校二千名、專門學校四百名、高等學校二百二十名、大學一千名、計三千六百二十名に對し十一月分から貨費せんとし、十一月十三日及び十七日に夫々大學、專門等の各學校長に對し、又中等學校については各地方長官宛に至急獎學生を推薦された旨の依頼狀を發した。そして取敢へず十二月二十日五百十二名が第一次の決定を見、尙ほ引續いて獎學生豫定人員に達せしめる見込みである。

獎學生決定數を掲
大學の部

東京産業大	日本醫大	新潟醫大	日本醫大	東京産業大
北海道帝大	岡山醫大	名古屋帝大	千葉醫大	神宮皇學館大
高野山大	金澤醫大	早稻田大	長崎醫大	成城大
中大	日大醫科	中央大醫科	第一早高	富山高校
大專醫科の部	燕惠醫大	北大醫科	第二早高	武藏高校
一三四三七	二二二三	六一四〇八	四二四九一	一二二六三
松江高校	水戸高校	成蹊高校	松山高校	一七五一
七	高	高	高	一

昭和十九年度以降に於ける新規早生苗

次に、全國の主要な育英團體を列記してお
く。希望者は直接規則書又は規程をその事務
所宛請求せられたい。尙是等の育英團體は概

ねその地の縣・市・郡・學校等の出身學生に
限り給貨費すとの條件を附してゐる事を御承
知ありたい。

地 方 育 英 會

〔未延財團〕 東京都麻布區島井坂町五
〔大日本育英會〕 東京都麹町區露ヶ崎三丁目
〔文部省內〕 (貨費制度)
〔財團法人千曲賽〕 東京都麹町區三番町七
〔五〕
〔財團法人小池育英會〕 東京都麹町區丸ノ内
〔一丁目六番地山〕 一證券株式會社丸ノ内支店
〔内〕
〔財團法人津和野獎學會〕 東京都麹町區丸ノ内
〔内一ノ一丸ビル七階七六三區〕
〔財團法人三谷報恩會〕 東京都麹町區一番町
〔二三三三谷合資會社内〕
〔防長教育會〕 東京都麹町區内幸町二ノ一六
〔各務財團〕 東京都麹町區丸ノ内一ノ六ノ一
〔東京海上ビル内〕
〔財團法人井上育英會〕 東京都麹町區丸ノ内
〔二ノ一八〕
〔育英財團明道館〕 東京都京橋區京橋三ノ二
〔片倉組内〕
〔財團法人佐々田奉公會〕 東京都京橋區築地
〔一ノ一〕
〔財團法人村井保固實業獎勵會〕 東京都日本
〔橋通一丁目七三菱銀行日本橋通町支店四階〕
〔財團法人野村產業技術研究所〕 東京都日本
〔橋通一丁目野村ビル〕 (大阪市東區備後町
〔二ノ一二〕
〔南義育英會〕 東京都麻布區我善坊町三二
〔財團法人杉山報公會〕 東京都麻布區笄町一
〔七七杉山金太郎方〕

〔東京〕 都

〔財團法人草水會〕 東京都四谷區坂町一六
〔財團法人岡山縣武學生養成會〕 東京都四谷
〔區坂町六六〕
〔財團法人雲漢獎學會〕 東京都牛込區矢來町
〔一伯爵酒井家邸内〕
〔土佐協會〕 東京都牛込區市ヶ谷砂土原町三
〔ノ八〕
〔奈良縣獎學會〕 東京都牛込區市ヶ谷河田町一
〔○七〕
〔尚志社〕 東京都牛込區揚場町八
〔○八〕
〔財團法人濃飛學賽〕 東京都小石川區茗荷谷町一
〔町六一〕
〔肥後獎學會〕 東京都小石川區茗荷谷町八五
〔加越能育英社〕 東京都小石川區茗荷谷町一
〔○九〕
〔財團法人野間奉公會〕 東京都小石川區音羽
〔町一ノ一〕 一九大日本雄辯會講談社
〔財團法人坂本報效會〕 東京都神田區神保町
〔一ノ三〕
〔財團法人島津獎學資金〕 東京都本郷區駒込
〔北 海 道〕
〔莊內館〕 東京都龍野川中里町三〇六
〔財團法人奥田記念育英會〕 東京都武藏野町
〔吉祥寺本田南二五四六〕
〔○八〕
〔財團法人橋本育英會〕 函館市新川町一九
〔石館育英基本財產〕 北海道松前郡松前町
〔下村育英財團〕 旭川市五條通六丁目左三四
〔號〕 (貨費制度)
〔青 森 縣〕
〔財團法人青森市育英會〕 青森市米町六六、
〔千秋谷大西獎學育英會〕 東京都澀谷區千駄
〔谷四ノ七九九〕
〔松平育英會〕 東京都澀谷區綱田三ノ一七三
〔松平獎學會〕 東京都澀谷區綱田三ノ一七三
〔佐賀育英會〕 東京都澀谷區宇田川町
〔米澤有爲會〕 東京都淀橋區西大久保四ノ一
〔三ノ三二二〕
〔財團法人大村育英會〕 東京都中野區櫻山町
〔四〇〕
〔財團法人小泉育英會〕 東京都杉並區阿佐ヶ
〔谷三ノ三二八〕
〔財團法人自鑑會〕 東京都豐島區巢鴨二ノ五
〔一〕
〔財團法人藝術協會〕 東京都豐島區駒込一ノ
〔谷三ノ三二八〕
〔財團法人自鑑會〕 東京都豐島區巢鴨二ノ五
〔一〕
〔財團法人奧田記念育英會〕 東京都武藏野町
〔吉祥寺本田南二五四六〕
〔○八〕
〔財團法人橋本育英會〕 函館市新川町一九
〔石館育英基本財產〕 北海道松前郡松前町
〔下村育英財團〕 旭川市五條通六丁目左三四
〔號〕 (貨費制度)
〔青 森 縣〕
〔財團法人青森市育英會〕 青森市米町六六、
〔千秋谷大西獎學育英會〕 東京都澀谷區千駄
〔谷四ノ七九九〕
〔松平育英會〕 東京都澀谷區綱田三ノ一七三
〔松平獎學會〕 東京都澀谷區綱田三ノ一七三
〔子爵松平家邸内〕

〔財團法人矢備謝恩會〕 鎌原縣不破郡赤坂町
二七三 (給費制度)

〔財團法人岐阜大垣商業學校有恒會〕 大垣市
美和町 大垣商業學校内 (貸費制度)

新潟縣
〔赤村獎學財團〕 新潟縣西頸城郡糸魚川町縣
立糸魚川中學校内 (貸費制度)

〔財團法人新潟高等學校獎學會〕 新潟市西大
烟町 新潟高等學校内 (獎學金制度)

〔財團法人新潟縣立村上中學校獎學會〕 新潟市岩
縣岩船郡村上本町村上中學校内 (貸費制度)

〔財團法人村上蛙產育養所公益部〕 新潟縣岩
船郡村上本町三一四 (貸費制度)

〔財團法人新潟縣立高田中學校獎學會〕 高田
市馬場先町 高田中學校内 (貸費制度)

〔仁自育英財團〕 中魚沼郡十日町辰甲八一八
(給費及び貸費制度)

〔高島獎學財團〕 新潟縣西頸城郡能生町大字
能生 (貸費制度)

〔中野財團〕 新潟市本仲通一番町八八 (貸費
及び給費制度)

〔財團法人和田德傳會〕 新潟市本町通十番町
一八〇一 (貸費及び給費制度)

〔新潟縣山口獎學資金〕 新潟縣內政部教學課
〔長岡樹人團〕 長岡市旭町三丁目二一八四

○ 富山縣
〔財團法人淺田慈善園〕 富山市西三番町一
(給費及び貸費制度)

〔財團法人三重縣立桑名中學校水谷英育會〕
桑名市桑名中學校内 (給費制度)

〔三重佛教々學財團〕 桑名市大字新町 (補助
の程度)

奈良縣
〔財團法人賣山寺獎學部〕 奈良郡生駒郡生駒
町大字菜畠二四九四ノ一 (補給及び貸費制
度)

〔財團法人小林育英會〕 奈良郡麻致學課
和歌山縣
〔財團法人今津育英會〕 和歌山縣東牟婁郡西
向町大字西向五九三 (貸費制度)

〔財團法人中澤染十郎育英會〕 和歌山市小松
原通一ノ一

大阪府
〔財團法人中山報恩會〕 大阪市大正區船町三
(給費及び貸費制度)

〔財團法人報國積善會〕 大阪市東區瓦町一ノ
一 (補始制要)

〔財團法人昭和報公會〕 大阪市東區本町三
五三

岡山縣
〔財團法人岡山縣育英會〕 岡山市石關町縣社
會教育課内 (貸費制度)

〔岡山縣第一商業學校育英會〕 岡山市門田
郡岩國高等女學校内 (給費制度)

〔岡山縣教體興互助會〕 脊山市一番町八九

〔富山市役所育英獎金〕 富山市難曲輪
石川縣
〔財團法人富八會〕 七尾市字相生町三七 (貸
費制度)

〔財團法人藤本修養自治會〕 石川縣石川郡御
手洗村宇村井二三 (給費制度)

〔橋本・釜谷獎學資金〕 金澤市役所内
〔小林育英基金〕 石川縣七尾市橋町

〔石川縣立輪島中學校育英會〕 石川縣立輪島
中學校内 (制度)

〔大聖寺町育英資金〕 石川縣江治郡大聖寺町
京町一

○ 福井縣
〔財團法人若越輔成會〕 福井市福城町四號字
本丸一 (給費及び貸費制度)

〔財團法人飛島獎學會〕 福井市豐島中町一六
○ 滋賀縣
〔財團法人村岸育英會〕 彦根市本町四六市役
所内 (給費制度)

〔財團法人育英會〕 滋賀縣甲賀郡三雲村大字
柑子袋八七〇 (貸費制度)

〔財團法人水口獎學會〕 滋賀縣甲賀郡水口町
大字水口 (給費制度)

〔伊香相救社〕 滋賀縣伊香郡木之本町大字木
之本一四六 (給費制度)

〔財團法人米久報德會〕 滋賀縣蒲生郡苗村大
字山之上三四〇八 (貸費制度)

〔本出報恩財團〕 大阪市北區源藏町二八
七

○ 兵庫縣
〔佐野育英會〕 大阪市天王寺區逢坂上之町九
五
〔財團法人行健義會〕 神戶市葺合區瀬池通一
丁目三番屋敷 (補給及び給費制)

〔財團法人自重會〕 西宮市相生町九六 (給費
制度)

〔朝來郡育英會〕 兵庫縣朝來郡生野町口銀谷
七四四 (補給の程度)

〔財團法人高屋町育英社〕 岡山縣後月郡高屋
町字市場役場内 (給與制度)

〔財團法人京都府教育會〕 京都市左京區川端
通丸太町上ル東丸太町四八府教育會館内
(獎學資金制度)

〔恩賜財團平安獎會〕 京都市上京區今出川通
○ 愛知縣
〔石田獎學會〕 岡山縣吉備郡足守町上足守一
〇六三

〔財團法人昭和育英會〕 岡山縣眞庭郡木山村
〔戰捷記念補作育英會〕 岡山市上ノ町一 (貸
費制度)

〔財團法人高屋町育英社〕 岡山縣後月郡高屋
町字市場役場内 (給與制度)

〔財團法人恒心社〕 岡山市下伊福二九八 (貸
費制度)

〔財團法人尾道獎學財團〕 尾道市久保町二二
五 (補給の程度)

〔財團法人栗村獎學團〕 尾道市久保町五七〇
(貸費及び給費制度)

〔財團法人同進社〕 廣島市上流川町甲四三
四 (給費制度)

〔財團法人眞田報公會〕 三原市東町四一大
〔財團法人尾道獎學團〕 尾道市久保町五七〇
(貸費及び給費制度)

〔財團法人河内村俱樂部〕 廣島縣佐伯郡河内
村大字下河内 (補助及び貸費制度)

〔財團法人河内村淨心會〕 廣島縣佐伯郡河内
村大字下河内 (補助及び貸費制度)

〔財團法人山口縣玖珂郡育英會〕 山口縣玖珂
郡岩國高等女學校内 (給費制度)

〔岡山縣第一商業學校育英會〕 山口縣大島
郡久賀町久賀國民學校内 (貸費制度)

中學校を卒業しない者で、専門學校の入學資格のある者は、既に述べた專檢其の他の檢定試験の合格者は、既に述べた専檢其の他の檢定試験の合格者であるが、その他に「専門學校入學者検定規定」第十一條に依る専檢指定者と云ふのがあり、之にも同じ資格が與へられてゐる。即ち左記の諸校である。

○師範學校、元尋常師範學校、元師範學校高等師範科卒業者○陸軍中央幼年學校本科卒業者○東京府私立明治學院中學部、東京府私立青山學院中學部、東京府私立慶應義塾普通部等の如き中學に相當する學校の卒業者○朝鮮高等普通學校補習科卒業者○陸軍醫科士官學校・陸軍經理學校豫科第一學年修了者○修業年限三箇年の大學豫科一學年修了者○男子實業學校卒業者（但し國民學校初等科卒業程度を以て入學資格とする修業年限五年、國民學校高等科卒業程度を以て入學資格とする修業年限三年若しくは之と同等以上の實業學校卒業者に限る）○指定夜間中學卒業者○國民學校訓導免許狀所有者（但し男子に在りては英語に就き國民學校訓導試験檢定に合格したる者又は英語に就き國民學校訓導試験檢定に合格した

卷之三

記入すべし。

記入すべし。
尙外地に於ける專檢も内地同様となる。詳
細は朝鮮は「朝鮮總督府學務局學務課專檢
係」、臺灣は「臺灣總督府文教局學務課專檢
係」、關東局管内は「大連市關東州廳內務部
學務課專檢係」へ問合せのこと。

専門學校入學資格指定學校

中學校を卒業しない者で、専門學校の入學
資格のある者は、既に述べた專檢其の他の檢
定試験の合格者であるが、その他に「専門學
校入學者検定規定」第十一條に依る專檢指定
者と云ふのがあり、之にも同じ資格が與へら
れてゐる。即ち左記の諸校である。

學校、海軍經理學校、第一學年修了者（但し大正九年以後の入學者に限る）○農林省所管水產講習所本科第一學年修了者（但し大正十一年以後の~~卒業~~學者に限る）○農林省所管度檢定規定に依る檢定に合格したる者（但し昭和三年以後の合格者に限る）○實業學校卒業程度を卒業したる者にして文部大臣の認定したる者等である。

専門學校入學資格指定夜間中學校

專檢指定者中に指定夜間中學卒業者と云ふのがある。現在全國には夜間中學が約七十數校あるが昭和七年九月十二日附官報を以て東京の麻布夜間中學が最初の指定を受けたから、次第に指定學校の數を増して來た。之等の指定夜間中學の卒業者に各種專門學校の入學資格が與へられてゐることは前述の通りで、今迄に指定を受けた夜間中學を列挙すると左の通りである。

○麻布夜間中學（東京都）○昌平中學（東京都）○東京都立五中夜間中學（東京都）○東京鐵道中學（東京都）○東京都立七中夜間中學（東京都）○東京都上野中學（東京都）○東京都立九段中學校（東京都）○佐世保市立夜間中學（佐世保市）○長崎市立夜間中學（長崎市）○修道學校（廣島市）○明都正強中學（神戶市）○兵庫縣立第一神戶夜間中學（神戶市）○兵庫縣立第二神戶夜間中學（神戶市）○兵庫縣立御影夜間中學（兵庫縣）○兵庫縣立姫路夜間中學（姫路市）○松本市立夜間中學（松本市）○金鐘中學（奈

東門學派入學資格審定處中華妙

學校、海軍經理學校、第一學年修了者（但し大正九年以後の入學者に限る）○農林省所管水產講習所本科第一學年修了者（但し大正十一年以後の~~卒業~~學者に限る）○農林省所管度檢定規定に依る檢定に合格したる者（但し昭和三年以後の合格者に限る）○實業學校卒業程度を卒業したる者にして文部大臣の認定したる者等である。

専門學校入學資格指定夜間中學校

專檢指定者中に指定夜間中學卒業者と云ふのがある。現在全國には夜間中學が約七十數校あるが昭和七年九月十二日附官報を以て東京の麻布夜間中學が最初の指定を受けたから、次第に指定學校の數を増して來た。之等の指定夜間中學の卒業者に各種專門學校の入學資格が與へられてゐることは前述の通りで、今迄に指定を受けた夜間中學を列挙すると左の通りである。

○麻布夜間中學（東京都）○昌平中學（東京都）○東京都立五中夜間中學（東京都）○東京鐵道中學（東京都）○東京都立七中夜間中學（東京都）○東京都上野中學（東京都）○東京都立九段中學校（東京都）○佐世保市立夜間中學（佐世保市）○長崎市立夜間中學（長崎市）○修道學校（廣島市）○明都正強中學（神戶市）○兵庫縣立第一神戶夜間中學（神戶市）○兵庫縣立第二神戶夜間中學（神戶市）○兵庫縣立御影夜間中學（兵庫縣）○兵庫縣立姫路夜間中學（姫路市）○松本市立夜間中學（松本市）○金鐘中學（奈

は不可。又寫眞（事務規程第四條及び高試規程第四條参照）。5. 證明書　科目合格證の（二）、試験を免除せらるゝ學科目の證明書。

（申請提出先）

東京　文部省国民教育局中等教育課（京都駒町區役所内）

地方　各道府縣教育課

（開票提出方法）開票提出先に自ら持參するか、或は置留郵便（必ず返信用封筒を入れること）にて郵送する。此の場合返信用封筒は郵便ハガキを其の値容れ得る大きさのものにして選信先を明記し郵券十四枚を貼付の上。

（出願期間）試験期日は昭和十七年度より年二回で第一回は四月一日から一週間、第二回は八月一日から一週間となつてゐる。出願期日の方も、例年第一回二月八日より同二十七日迄、第二回六月十七日より同三十日迄ある。但し受付時間は毎日午前九時より午後四時迄（土曜日及び七月は二十一日以降は午後一日曜日を除くとなつてゐる）。

（試験場）東京は、東京高等師範學校（霞路は東京高等師範學校の項を參照されたい）地方ならば、各府縣廳所在地で、試験場は該の都度、受験地の府縣廳から通知する事につてゐる。

（其の他の注意）（1）試験施行告示發表の印鑑を參照すること、（2）試験場には必ず印鑑受取印に捺印したるもの（を携帶すること）（3）不明の點は開票提出先に照會すること

は「福岡」又は「小倉」と其の受験地名を

卷之三

【試験施行場所】 全国道府県所在地（北海道は札幌市及び帶広市、新潟県は新潟市及び長岡市、福岡県は福岡市及び小倉市）にて之を施行す。

願書提出後は事由の如何に拘らず受験地點更を許さず。

【受験資格】 昭和十九年度第一回は七月下旬試験が實施されたが、その受験資格は左の如く開示せられた。

(一) 男子は七科目以上免除等科目を有する者

べし、但し出張し難き者は開帳類に返信用
封筒（自己の住所氏名を明記し郵便切手を
貼付したるもの）を添へ必ず書留郵便を以
て出張期間中に到達する被受職地の道府縣
廳（東京府は文部省國民教育局中等教育課）
に通付すべし。

前項の開帳は専門學校入學者規定、規範所定
の書式に依り之を開製し北海道、新潟縣又
は福岡縣に於て承認せんとする者に在りて
は各該道府縣氏名の上部に北海道に在り
ては本縣地「北海道」又は「開設」、新潟縣に在
りては「新潟縣」又は「開設」、福岡縣に在りて
は「福岡縣」又は「開設」。

禁方
卷之三

（四）通帳にて受領する者は受領印紙を捺印して置く。又は受領印紙にて受領する者は受領印紙を捺印して置く。又は受領印紙にて受領する者は受領印紙を捺印して置く。

卷之三

中夜間中學（東京都）○東京都立六中夜間中學（東京都）
（東京都）○東京都立六中夜間中學（東京都）○東京都立四中夜間中學
○大阪府立市岡中學（大阪市）○市岡夜間中學
（盛岡市）○一蘭夜間中學（岩手縣）○山形縣立
山形夜間中學（山形市）○福岡縣八幡夜間中學（岩手縣）○山形縣立
森市立青森夜間中學（青森市）○大阪府立高津
夜間中學（大阪市）○福岡縣福岡夜間中學
（福岡市）○福岡縣八幡夜間中學（八幡市）○青
森市立青森夜間中學（青森市）○大阪府立高津
夜間中學（大阪市）○岐阜縣岐阜夜間中學（岐
阜市）○天理中等學校（奈良縣）○夜間中學茨
城弘道學院（水戶市）○廣島縣立吳夜間中學
(吳市)○仙臺市立國南中學（仙臺市）○德島縣
立德島夜間中學（德島市）○大成第二中等學校
(東京都)○愛知縣明倫夜間中學（名古屋市）○
豐川學堂（愛知縣）○金澤夜間中學（金澤市）○
京都府立二中夜間中學（京都市）○京都府立三
中夜間中學（京都市）○東京都立八中夜間中學
(東京都)○新潟縣加茂中學校（新潟縣）○神奈
川縣立神奈川中學（神奈川縣）○大阪府立北野
夜間中學（大阪府）○日本大學大阪夜間中學
(大阪府)○松山夜間中學（松山市）○東海夜間
中學（名古屋市）○富山縣立富山夜間中學（富
山縣）○北海道旭川夜間中學（旭川市）○大牟
田夜間中學（大牟田市）○神奈川縣立横須賀明
德中學（橫須賀市）○函館夜間中學（函館市）○
立命館夜間中學（京都府）○久留米夜間中學
(久留米市)○新潟夜間中學（新潟市）。

(神戸市)の五校がある。

實業學校卒業 程度検定試験

實業學校に入學しないで、現在實業に從事し、又將來實業に從事しようとする獨學の青少年の爲に、その志望に應じて實業學校卒業程度の學力を有する事を公認する途が大正十四年から開かれた。それが即ち文部省の「實業學校卒業程度検定試験」である。此の試験は商業、工業、農業等それゝ志望に依つて受験せしめるのであるが、之に依つて其の合格者は實業學校卒業程度の實力を社會に推奨される事となるのである。從來は此の試験に合格しても、上級學校に入學する資格はなかつたが、昭和三年からは專檢と同じ様に、これに合格した者は、中學校卒業者と同等の資格を得て、凡ての上級學校への入學資格が與へられる事となつた。

實業學校卒業程度検定試験(抄)

第一條 實業に從事せむとする者の爲實業學校卒業程度の檢定を行ふ。
第二條 檢定の教科、科目及びその程度は實業學校規程第二條に掲ぐる學校の各學科の教科、科目及びその卒業程度とす。
第三條 檢定を爲すべき學校の種別、學科教科及び學科目は之を告示す。檢定は毎年一回以上之を行ひ其の檢定の期日、場所、出願期限は建め之を告示す。
第四條 檢定を受けむとする者は體操(第一

號書式一省略)に左の書類を添へ受験地の地方廳を經由して文部大臣に出願すべし

一、履歷書(第二號書式一省略)

二、戶籍抄本(出願前一年以内に交付を受けたるものたることを要す)又は寄留抄本(出願前一月以内に交付を受けたるものたることを要す)

三、寫眞、手札形とし半身脱帽にて出願前一年以内に撮影し臺紙に貼付せず裏面に撮影年月日、本籍地、氏名を記載したもの)

四、第七條の證明書を有する者は其の寫

五條 檢定を受けむとする者は手數料として一學科に付金七圓を納付すべし

六、第七條の證明書を有する者は其の寫

七條 檢定を受けたる者にして之に合格せざるも受験學科目中に付實業學校程度の學力ありと認めたるときは其の證明書(第四號書式一省略)を交付することあるべし

前項の證明書を有する者にして當該學科に付檢定を出願したるときは當該學科の試験を免除す(書式省略す)

(試験種別と科目の種類) 試験施行學校及び科目的種類は、現在では實業學校の部、農業學校の部、商業學校の部の三種に就いて行はれてゐる。必須科目は左の通りである。尙ほ昭和二十二年三月卅一日(女子に在りては二十一年三月卅一日)迄は昭和十八年の科目改正による規定に拘らず、從前の學科目及びその程度に依る。又昭和二十二年三月卅一日(女子に在りては昭和二十一年三月卅一日)

遂に合格點を得た受験學科目ある者は左の下

欄の例に依る相當教科及び科目に合格したもとのと見做す。

工業學校機械科

國民科 修身及び公民科

地理及び歴史

物理及び化學

數學

體操

材料及び工作法

英語

國語

地理及歴史

物理及び化學

數學

體操

材料及び構造強弱法

建築構造

英語

國語

地理及歴史

物理及び化學

數學

體操

材料及び構造強弱法

建築構造

英語

國語

地理及歴史

物理及び化學

數學

體操

測量

材料及び衛生

耕種

應用力学

體操

地理及歴史

物理及び化學

數學

體操

相當教科及び科目

國民科 國語

理數科 數學

理質科 物質

國民科 地理及び國

體操科

實業科 機械工作及

實業科 機械材料

實業科 原動機

實業科 電氣

實業科 實習、製圖

實業科

實業科 建築施工

實業科 建築構造

實業科

實業科 土木

實業科 土木施工

實業科 土木測量

實業科 土木工程

(211)

英語	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
國語	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
地理及び歴史	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び實習	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
修身及び公民科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
工業學校建氣科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
規範	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
物理及び化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
物理及び化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
修身及び公民科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
工業學校應用化學科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
修身及び公民科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
國語	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
地理及び歴史	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
物理及び化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
修身及び公民科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
國語	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
地理及び歴史	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
修身及び公民科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
國語	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
地理及び歴史	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
修身及び公民科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
國語	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
地理及び歴史	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
電氣化學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
機械器具	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
修身及び公民科	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
國語	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
地理及び歴史	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
數學	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
體操	同上	實業科	實習、製圖	機械科の部に同じ
實驗及び測定				

教育局専門教育課より之を交付す。

〔試験期日及び科目〕

十一月九日 理学、英語(又は獨語)、同十
一日 物理、水力学及び水力機械 同十一日
材料力学、工業材料 同十二日 力學(機
械力学を含む)、工作法及び工作機械 同十
三日 修身、熱力学、内燃機關 同十四日
蒸氣機及び蒸氣原動機、電氣工學 同十五
日 機械設計、機構學 同十六日 設計製
圖 同十七日 實習實驗 同十八日 機械
工學實驗(物理實驗を含む)

(備考) 十一月十七日、十八日の實習及び實
驗は檢定場の設備狀況及び受験者數に依り
検定場たる學校に於て期日を變更又は指定
することあり。
尙詳細は「東京都留學部專門教育局
専門教育課」に問合せられたい。

二、受験資格 試験出願の時年齢満十八年以
上滿二十五年以下で左記各要の一に該當し
ない者に限る。
(一) 級銅以上の刑に處せられたる者
(二) 破産者にして還權せざる者
(三) 在學中怠慢不品行にして退學を命ぜ

外務省留學生試験

この試験は外務省留學生の養成の爲に行はれ
るもので、規定は大體左の通りである。
一、修業期限 留學地に到着の日より滿三年
年。但し必要の場合、更に滿二年以内之を
延長し得。

四、試験日及び科目 每年春期行ふを例とす
十九年度は二月中に行はれた。外務省普通

音響	實業科	實業科	實業科	實業科	實業科	實業科	實業科	實業科	實業科
林業大意	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業
實驗及び實習	實驗	實驗	實驗	實驗	實驗	實驗	實驗	實驗	實驗
英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語
圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫	圖畫
商業學校	地政	地政	地政	地政	地政	地政	地政	地政	地政
修身及び公民科	修身	修身	修身	修身	修身	修身	修身	修身	修身
機械科の部に同じ	機械科	機械科	機械科	機械科	機械科	機械科	機械科	機械科	機械科
機械科	機械	機械	機械	機械	機械	機械	機械	機械	機械
化、土木)。(静岡縣)農業。(愛知縣)工 業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商 業。(石川縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業。(長野縣)工業(機械、建 築、電氣)、農業、商業。(大阪府)工業 (機械、建築、電氣、土木)、商業。(兵庫縣) 工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商 業。(鳥取縣)工業(機械、電氣、應化)。(島 根縣)農業。(岡山縣)工業(應化、機械、土 木)、農業。(廣島縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業、農業。(山口縣)工業(機 械、應化、採礦、冶金)、商業。(香川縣)農 業。(愛媛縣)商業。(高知縣)工業(機械) (福岡縣)工業(機械、建築、電氣、採礦、冶 金)、農業、商業。(佐賀縣)商業。(熊本 縣)工業(機械、應化、採礦、土木)、農業。 (鹿兒島縣)工業(機械、建築)。	農業。(石川縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業。(長野縣)工業(機械、建 築、電氣)、農業、商業。(大阪府)工業 (機械、建築、電氣、土木)、商業。(兵庫縣) 工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商 業。(石川縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業、農業。(山口縣)工業(機 械、應化、採礦、冶金)、商業。(香川縣)農 業。(愛媛縣)商業。(高知縣)工業(機械) (福岡縣)工業(機械、建築、電氣、採礦、冶 金)、農業、商業。(佐賀縣)商業。(熊本 縣)工業(機械、應化、採礦、土木)、農業。 (鹿兒島縣)工業(機械、建築)。	農業。(石川縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業。(長野縣)工業(機械、建 築、電氣)、農業、商業。(大阪府)工業 (機械、建築、電氣、土木)、商業。(兵庫縣) 工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商 業。(石川縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業、農業。(山口縣)工業(機 械、應化、採礦、冶金)、商業。(香川縣)農 業。(愛媛縣)商業。(高知縣)工業(機械) (福岡縣)工業(機械、建築、電氣、採礦、冶 金)、農業、商業。(佐賀縣)商業。(熊本 縣)工業(機械、應化、採礦、土木)、農業。 (鹿兒島縣)工業(機械、建築)。	農業。(石川縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業。(長野縣)工業(機械、建 築、電氣)、農業、商業。(大阪府)工業 (機械、建築、電氣、土木)、商業。(兵庫縣) 工業(機械、建築、電氣、土木、應化)、商 業。(石川縣)工業(機械、建築、電 氣、土木)、商業、農業。(山口縣)工業(機 械、應化、採礦、冶金)、商業。(香川縣)農 業。(愛媛縣)商業。(高知縣)工業(機械) (福岡縣)工業(機械、建築、電氣、採礦、冶 金)、農業、商業。(佐賀縣)商業。(熊本 縣)工業(機械、應化、採礦、土木)、農業。 (鹿兒島縣)工業(機械、建築)。						

機械科	機械、應化、農業								
實業科	實業								
林業	林業								
實習	實習								
圖畫	圖畫								
英語	英語								
實驗	實驗								
地政	地政								
修身	修身								
機械科	機械	機械	機械	機械	機械	機械	機械	機械	機械
化、應化、農業	化、應化、農業								

〔試験期日及び科目〕

十一月九日 理學、英語(又は獨語)、同十
一日 物理、水力学及び水力機械 同十一日
材料力学、工業材料 同十二日 力學(機
械力学を含む)、工作法及び工作機械 同十
三日 修身、熱力学、內燃機關 同十四日
蒸氣機及び蒸氣原動機、電氣工學 同十五
日 機械設計、機構學 同十六日 設計製
圖 同十七日 實習實驗 同十八日 機械
工學實驗(物理實驗を含む)

(備考) 十一月十七日、十八日の實習及び實
驗は檢定場の設備狀況及び受験者數に依り
検定場たる學校に於て期日を變更又は指定
することあり。
尙詳細は「東京都留學部專門教育局
専門教育課」に問合せられたい。

二、受験資格 試験出願の時年齢満十八年以
上滿二十五年以下で左記各要の一に該當し
ない者に限る。

(一) 級銅以上の刑に處せられたる者
(二) 破産者にして還權せざる者
(三) 在學中怠慢不品行にして退學を命ぜ

五、試験日及び科目 每年春期行ふを例とす
十九年度は二月中に行はれた。外務省普通

六、試験一 東京

七、備考

試験委員は志願者の提出せる書類に基き
通訳と認めたる志願者を召集して試験を
行ふ。第一次試験は筆記で科目は左の如
くである。
(一) 邦語作文 (二) 外國語(和文外國
語譯、外國文和譯) (三) 法學通論
(四) 國際公法大意 (五) 經濟學大意
(六) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第三次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第四次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第五次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第六次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第七次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第八次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第九次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十一次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十二次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十三次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十四次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十五次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十六次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十七次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十八次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第十九次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十一次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十二次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十三次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十四次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十五次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十六次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十七次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十八次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(言取及び會話) (二) 國
際公法大意 (三) 經經濟學大意
(四) 歷史(本邦歴史及び第十九世紀以
後の外國歴史)
第二十九次試験は第一次試験及び體格検査に
合格した者につき行ふ。科目は口述によ
り左記につき行ふ。
(一) 外國語(

る。(三)十九年度の合格者はロシヤ語二名佛語一名計三名であつた。(尙詳細なる規定は郵券を添へ東京都置ケ關二外務大臣官房人事課試験係へ問合せられたい)

外務書記試験

外務省書記生は、外務省の判任官で、その任用試験は外務書記生試験規則に依つて毎年春期に行はれる。主なる規定は左の如し。

(一) 受験資格 左の各號の一に該當する者は試験を受くる事を得す。

(二) 破産者にして復権せざる者

(三) 不正の方法に依り試験を受けんとしたる者又は試験に關する規定に違反したる者にして情狀重大なる者

(四) 犯罪以上の刑に處せられたる者

(五) 破産者にして復権せざる者

(六) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(七) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(八) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(九) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十一) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十二) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十三) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十四) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十五) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十六) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十七) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十八) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(十九) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十一) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十二) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十三) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十四) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十五) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十六) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十七) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十八) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(二十九) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十一) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十二) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十三) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十四) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十五) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十六) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(三十七) 犯罪以上の刑に處せられたる者、破

(備考) 試験委員は志願者の提出せる種類に基き適當と認めたる者を召集して試験を行ふ。願書提出の日に於て満十九年末滿の者及び満三十年を超えたる者は之を召集せず。

三、試験日及び科目 每年春期、二月頃行ふ。例なるも、十九年度は要無なし。第一次試験は筆記とし科目は左の如し。

(一) 邦語作文 (二) 外國語 (和文外國語譯及び外國語和譯) (三) 歷史 (本邦及び第十九世紀以降の外國歴史) (四) 地理 (本邦及び外國地理) (五) 算術 (六) 法學通説 (國際公法大意を含む) (七) 經濟 (經濟大意)

第二次試験は第一次試験及び體格検査に合格したる者につき行ふ。科目は口述により左記に付き行ふ。

(一) 外國語 (書取及び會話) (二) 法學 (通論) (國際公法大意を含む) (三) 經濟

大意 第二次試験は第一次試験及び體格検査に合格したる者につき行ふ。科目は口述により左記に付き行ふ。

(一) 外國語 (書取及び會話) (二) 法學 (通論) (國際公法大意を含む) (三) 經濟

四、待遇 採用後の初任給は判任官九級俸

(月俸五〇圓)で、満五年以上外務部内の事務に従事し、判任官五級俸以上の俸給を受け成績優秀の者は外務理事官、大使館理事官又は之と同等以上の者は所屬長の受験許可書

(一) 出願手續 出願に要する書類左の如し。

(二) 所定の形式による願書及び履歴書

(願書には試験手數料として金貳圓の收入印紙を貼付すべし。但し消印すべからず)

(三) 現に官公署に奉職中の者にして判任官又は之と同等以上の者は所屬長の受験

官又は之と同等以上の者は所屬長の受験

日本内地及び朝鮮居住者に対する滿洲帝國高官(技術官、司法官)採用(考試錨衡)を文官令、文官考試規程及び康德五年院令第三十一號文官令に依る指定認定等に關する件に依り施行するに付、左の通り公告す

康德十一年(昭和十九年)四月三十日

高等文官考試委員會委員長 武部六藏

採用(考試錨衡)公告

滿洲帝國高等官

採用(考試錨衡)規定

滿洲帝國高等官(行政官、司法官)

採用(考試錨衡)公告

日本内地及び朝鮮居住者に対する滿洲帝國高官(技術官、司法官)採用(考試錨衡)を文官令、文官考試規程及び康德五年院令第三十一號文官令に依る指定認定等に關する件に依り施行するに付、左の通り公告す

康德十一年(昭和十九年)四月三十日

高等文官考試委員會委員長 武部六藏

採用(考試錨衡)公告

滿洲帝國高等官

採用(考試錨衡)規定

滿洲帝國高等官(行政官、司法官)

採用(考試錨衡)公告

日本内地及び朝鮮居住者に対する滿洲帝國高官(技術官、司法官)採用(考試錨衡)を文官令、文官考試規程及び康德五年院令第三十一號文官令に依る指定認定等に關する件に依り施行するに付、左の通り公告す

康德十一年(昭和十九年)四月三十日

高等文官考試委員會委員長 武部六藏

採用(考試錨衡)公告

滿洲帝國高等官

採用(考試錨衡)規定

滿洲帝國高等官(行政官、司法官)

採用(考試錨衡)公告

日本内地及び朝鮮居住者に対する滿洲帝國高官(技術官、司法官)採用(考試錨衡)を文官令、文官考試規程及び康德五年院令第三十一號文官令に依る指定認定等に關する件に依り施行するに付、左の通り公告す

康德十一年(昭和十九年)四月三十日

高等文官考試委員會委員長 武部六藏

採用(考試錨衡)公告

滿洲帝國高等官

採用(考試錨衡)規定

滿洲帝國高等官(行政官、司法官)

採用(考試錨衡)公告

日本内地及び朝鮮居住者に対する滿洲帝國高官(技術官、司法官)採用(考試錨衡)を文官令、文官考試規程及び康德五年院令第三十一號文官令に依る指定認定等に關する件に依り施行するに付、左の通り公告す

康德十一年(昭和十九年)四月三十日

高等文官考試委員會委員長 武部六藏

採用(考試錨衡)公告

滿洲帝國高等官

採用(考試錨衡)規定

滿洲帝國高等官(行政官、司法官)

採用(考試錨衡)公告

日本内地及び朝鮮居住者に対する滿洲帝國高官(技術官、司法官)採用(考試錨衡)を文官令、文官考試規程及び康德五年院令第三十一號文官令に依る指定認定等に關する件に依り施行するに付、左の通り公告す

康德十一年(昭和十九年)四月三十日

高等文官考試委員會委員長 武部六藏

採用(考試錨衡)公告

滿洲帝國高等官

採用(考試錨衡)規定

滿洲帝國高等官(行政官、司法官)

採用(考試錨衡)公告

日本内地及び朝鮮居住者に対する滿洲帝國高官(技術官、司法官)採用(考試錨衡)を文官令、文官考試規程及び康德五年院令第三十一號文官令に依る指定認定等に關する件に依り施行するに付、左の通り公告す

康德十一年(昭和十九年)四月三十日

高等文官考試委員會委員長 武部六藏

採用(考試錨衡)公告

滿洲帝國高等官

採用(考試錨衡)規定

〔創立〕 昭和十九年四月
 〔所在地・頃路〕 平壤府龍興町二九四番地。
 平壤驛下車前電車にて約二十五分箕林町
 停留場下車
 〔科名・年限〕 機械科、造船科、航空機科、
 金屬工業科各三箇年
 〔入學資格〕 中卒、商卒、工卒
 〔募集人員〕 各學科約四〇名、計一大〇名
 〔出願期限〕 自昭和十九年二月二十日至三月
 十日

(補遺)

〔平壤工業専門學校(官立)〕
 の各號の一に該當する者は(考試銓術)を受くることを得ず
 (一) 禁錮以上の刑に處せられたる者
 (二) 禁治產者
 (三) 準禁治產者
 (四) 及格者にして入營召集其の他により赴任出來ざるものに對する身分給與等に關しては別途指示す

(註) 文令官第八十六條一高等官採用考試應試者にして之に及格せざるも應試者の希望により高等文官考試委員會に於て適當と認めたる者は之を委任官(判任官)に任用することを得

〔参考事項〕 (學費) 授業料年八〇圓
 (寄宿舍) なし

(口試・體檢) 口試—思想性行、言語程度、常識等を觀察し特に時局下國體に對する信念時局認識の程度を視るを主とせり。體檢—一般工專と同じ體檢參照

(入學者歴歴) 中卒一四八名、商卒三名、工卒一名、その他一名

司 法 官		法文系	
檢 術 官	教 官	檢 術 官	教 官
五月十五日至九月三十日	十二月十五日至次年二月三十日	五月十五日至九月三十日	十二月十五日至次年二月三十日
九月三十日	十二月三十日	九月三十日	十二月三十日
館會生學日圖洲滿町川石小區川石	日七十二月五日至十二月五日至次年二月三十日	日三十二月五日至十二月五日至次年二月三十日	日七十二月五日至十二月五日至次年二月三十日
學 大 國 帶 北 東		學 大 國 帶 都 京	
日七十二月五日至十二月五日至次年二月三十日	日一十三月五日至四月六日至次年二月三十日	日九月十五日至十一月三十日	日九月十五日至十一月三十日
日九月十五日至十一月三十日	日一月六日至三月六日至次年二月三十日	日十一月三十日	日十一月三十日
學 大 國 帶 州 九		學 大 國 帶 城 京	
日六月十五日至八月十五日	日六月十五日至八月十五日	日六月十五日至八月十五日	日六月十五日至八月十五日
日六月十五日至八月十五日	日六月十五日至八月十五日	日六月十五日至八月十五日	日六月十五日至八月十五日

又は氏名に付記更ありたるときは直に届出づべし其の他の事項に關する變更是特別の事由なき限り之を認めず
 (四) 體試(募)圖面及其の添附書類け之を還付せず但し體費は請求に因り之を還付
 (五) 其の他詳細に付ては直接若は返信用として受取人の宛所及宛名を記載したる封筒及び切手を添へ東京都麹町區丸ノ内二丁目康德會館内駐日滿洲國大使館要員科長兼付高等文官考試委員會に照會すべし

(備考)

一 採用後の待遇

(一) 採用(考試銓術)及格者は康德十一年(昭和十九年)十月高等官試補(高

等官試補は高等官に準する待遇を受けるものとす)に任用す

(二) 任用と同時に大同學院に入學せしめ高等官として必要な一般調育及實務訓練を施す但し女子は此の限りに在らす

(三) 學院在學中は俸給を支給する外特殊の被服及修學に必要な圖書其の他の物品を貸與す

(四) 採用(考試銓術)及格者の赴任に關しては別途指示す

(五) 任用後一年を経過せば高等官達格(考試銓術)を經て廳任官(委任官)に任用す

二 考試銓術を受くることを得ざる者左

大京大高龜大九高松山神頤福小
千兒 分州松山日戶市島傳
連城倉 漢

立 稟 島 稟 稟 稟 稟 稟 稟 稟 稟 稟 稟

真真真真真真真真真真真真

新編
日本書
の
解説

九四年秋季十
全國上級學校入學競爭率一覽

松本高校

科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科
卷二十六 論文 11 全書卷二十六 論文 100 卷二十七 論文 100 卷二十八 論文 100 卷二十九 論文 100 卷三十 論文 100 卷三十一 論文 100 卷三十二 論文 100 卷三十三 論文 100 卷三十四 論文 100 卷三十五 論文 100 卷三十六 論文 100 卷三十七 論文 100
卷三十八 論文 100 卷三十九 論文 100 卷四十 論文 100 卷四十一 論文 100 卷四十二 論文 100 卷四十三 論文 100 卷四十四 論文 100 卷四十五 論文 100 卷四十六 論文 100 卷四十七 論文 100
卷四十八 論文 100 卷四十九 論文 100 卷五十 論文 100 卷五十一 論文 100 卷五十二 論文 100 卷五十三 論文 100 卷五十四 論文 100 卷五十五 論文 100 卷五十六 論文 100 卷五十七 論文 100 卷五十八 論文 100 卷五十九 論文 100 卷六十 論文 100
卷六十一 論文 100 卷六十二 論文 100 卷六十三 論文 100 卷六十四 論文 100 卷六十五 論文 100 卷六十六 論文 100 卷六十七 論文 100 卷六十八 論文 100 卷六十九 論文 100 卷七十 論文 100

名古屋工專	立知 專縣	同 第二部	山梨工專	清松工專	同 第二部	同工業技術員 養成所	通電航機	金電土電機	電機 燃航械電化電機	金電機 航電化建機士	航電化紡建機士	通二化空二通工氣一	通氣機 木氣工築機木	空氣工築機木
愛野工專							通氣空機	通木氣機	通二化空二通工氣一	通氣機 木氣工築機木	空氣工築機木			

高大 高大 同 大阪工事 福井工事 聚同工業教員 同 金澤工事 工岐阜縣立長岡工事
阪淀川工島 同第二部 大阪工事 福井工事 成員所 第 金澤工事 岐阜縣立長岡工事
電機士建電機 金電機 鉑造電金原標 化化電工機造 電化機 二電化化機士 電機工精化機電
用機工 機械 木築氣械 業氣械 船氣業機械 工機氣作機械 氣工機部 氣機工械木 化械 作機工械氣

一一一或二
二三二二二
一一一或二
二三二二二

工業専門書の概

工業専門學校の部

多賀工專 同工成業教所員 同第二機 横濱工專 同第二部 東京工專
金精原機 火電機化 航造建電化機 造船電化機 航造建電化機 機械 印寫木機械建
屬機械 兵氣械工 空船築氣工械 船空氣工械 空船築化工械 二一 順價材械械築
二一
者志
者受
者入
競争率
競争率
競争率

四三三三 順上上上行上行
三三三三 五九四四八八
六六六六 六六六六六六
七七七七 七七七七七七
八八八八 八八八八八八
九九九九 九九九九九九

一 | 皇矣 | 天大命，命之元始。天一九八九，元始先天。 | 一一一 | 天一九八九，元始先天。 | 一

工東京明專治
工畢大專門科部
工東法政大航電機
同工都立機械
都附東屬工工專大
附北大附屬工專
工九北大附屬工專
宮崎工專
德島工專

氣船械 木工機械 機械專工廠 空氣船專工廠 機械工具

一、大ベニヤ板
二、大ベニヤ板
三、大ベニヤ板
四、大ベニヤ板
五、大ベニヤ板
六、大ベニヤ板
七、大ベニヤ板
八、大ベニヤ板
九、大ベニヤ板
十、大ベニヤ板
十一、大ベニヤ板
十二、大ベニヤ板
十三、大ベニヤ板
十四、大ベニヤ板
十五、大ベニヤ板
十六、大ベニヤ板
十七、大ベニヤ板
十八、大ベニヤ板
十九、大ベニヤ板
二十、大ベニヤ板
二十一、大ベニヤ板
二十二、大ベニヤ板
二十三、大ベニヤ板
二十四、大ベニヤ板
二十五、大ベニヤ板
二十六、大ベニヤ板
二十七、大ベニヤ板
二十八、大ベニヤ板
二十九、大ベニヤ板
三十、大ベニヤ板
三十一、大ベニヤ板
三十二、大ベニヤ板
三十三、大ベニヤ板
三十四、大ベニヤ板
三十五、大ベニヤ板
三十六、大ベニヤ板
三十七、大ベニヤ板
三十八、大ベニヤ板
三十九、大ベニヤ板
四十、大贝ニヤ板

元三章 大六〇一九三八 八九二三 九九一九 一九三一 一九三一 一九三一
六八一 一九三一 一九三一 一九三一 一九三一 一九三一 一九三一

二二二二
二二二二
二二二二
二二二二

武藏工專
工青山學院
立命館專門科部
大日本酒
東北學院
甲陽工高
川南造物
専航空科門
京城工高

電電工電機建土應紡 航物 機造 機造 士探化電機 空 空 化學物建士 士發航 通對士運貨
動
工 工
械船 條船 木治工氣械 事 事 工氣械架木 建橋空 信械木架氣
通化作氣械架木化鐵 空理

一、第六回 西游 遇見三藏也 二、第六回 西游 遇見三藏也

一九五九年六月五日

二二二三五四四五三五三
六三八二九二八八八六八

三七五七四四
一九六九六九八
四八三四八
一九六九六九九

氣械 作業工氣械 氣械 工業機 機械 機械 機械 機械 機械 機械 機械 機械 機械

一、元三七 二、元三八 三、元三九 四、元三十 五、元三十一 六、元三十二 七、元三十三 八、元三十四 九、元三十五 十、元三十六 十一、元三七 十二、元三八 十三、元三九 十四、元三十 十五、元三十一 十六、元三十二 十七、元三十三 十八、元三十四 十九、元三十五 二十、元三十六

音韻 詞語考證書 合合 音韻書 音韻考證書 韻學考證書 韵学考證書 韵学考證書

子二 七九八九九六 天一 六六一 八三三 五六六四四 六六九六四 二二 三三四五二二 三三四四
女三 九五二七九 六四 四三四 ○八六 三三○三六 三三九六○ 三六 三三八六○ 三六

四六二二四
二二八九一
二二四二一
二二一

同工業部
新嘉坡工
同工業部
字部工
明治工
久留米工
日本工
同第

二 氧化電冶探測土 質化探測工精備 鐵火電工儀治采 治採電工儀 質化探測工精備 整工化
成

二、云間者四國死也 三島者一也焉耳 一國者也二焉 今云者謂四一云四者本焉也 一國者

1000

二一六九六九六九三八六二八七六二二六六三四零〇六九〇三二七六四八六八四九五
二六九一四〇〇一六八九一七七九三九〇三〇二〇六七二八八三二五三八九六九二

一六四二二七九
上吉无咎无攸利

~~Porte~~

~~a ouverte~~



